

.....  
横浜インビテーションカード特約  
.....

第1条（名称）

横浜インビテーションカード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行するカードで、V i s aカード、M a s t e r c a r dまたはJ C Bカード機能を有します。

第2条（会員）

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条（年会費）

本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、無料とします。

第4条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。